

## 令和4年6月市議会定例会議案件名

- 議案第88号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第89号 白河市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第90号 白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第91号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第92号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第93号 白河市しらかわ観光ステーション条例
- 議案第94号 白河市旧小峰城太鼓櫓条例
- 議案第95号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第4号）
- 報告第1号 法人の経営状況について
- 報告第2号 令和3年度白河市継続費繰越しの報告について
- 報告第3号 令和3年度白河市繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第4号 令和3年度白河市事故繰越繰越しの報告について
- 報告第5号 令和3年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について
- 報告第6号 令和3年度白河市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

## 令和4年6月市議会定例会議案要旨

### 議案第88号 専決処分の承認を求めることについて

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、緊急に予算措置が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年度白河市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

### 議案第89号 白河市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するなど、所要の改正を行うものであります。

### 議案第90号 白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、特別償却設備の新設等を行った者に対する固定資産税の減免対象期間を延長するなど、所要の改正を行うものであります。

### 議案第91号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から避難をしている方の国民健康保険税及び介護保険料の減免対象年度を延長するため、所要の改正を行うものであります。

### 議案第92号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額の限度額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

### 議案第93号 白河市しらかわ観光ステーション条例

観光資源の活用を図る拠点として、観光情報等の発信や地元産品の紹介等を行うことにより、地域の活性化及びまちなかの賑わい創出に寄与するため、この条例を制定するものであります。

### 議案第94号 白河市旧小峰城太鼓櫓条例

市指定重要文化財である建造物を保存し、市民の郷土の歴史に対する認識を深めるとともに、その活用によって市民文化の向上に寄与するため、この条例を制定するものであります。

### 議案第95号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第4号）

#### (1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は491,313千円増額となり、歳入歳出予算総額は29,400,356千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、国庫支出金361,040千円、県支出金7,854千円、繰入金85,519千円、諸収入2,800千円、市債34,100千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、民生費159,693千円、衛生費149,424千円、農林水産業費33,443千円、土木費108,465千円、消防費2,516千円、教育費32,757千円、災害復旧費31,491千円をそれぞれ増額補正し、総務費26,476千円を減額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

複合施設整備事業	▲26,476千円
住民税非課税世帯等特別支援事業	146,693千円
地域子育て支援拠点事業	600千円
保育園運営費	7,000千円
放課後児童クラブ運営費	5,400千円
新型コロナウイルス感染症予防対策事業	149,424千円
農業用施設維持管理事業	33,000千円
道路改良事業（交付金）	107,753千円
消防団運営事業	1,716千円
ICT教育環境整備事業（小学校）	15,509千円
ICT教育環境整備事業（中学校）	13,347千円
幼稚園一般管理費	3,901千円
社会教育施設補助災害復旧事業（現年災）	28,121千円
社会教育施設単独災害復旧事業（現年災）	494千円
多世代交流センター単独災害復旧事業（現年災）	1,089千円
消防施設単独災害復旧事業（現年災）	1,787千円

## (2) 債務負担行為の補正

事業の変更に伴い、債務負担行為を変更するものであります。

## (3) 地方債の補正

事業の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額の変更をするものであります。

### 報告第 1 号 法人の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している白河地方土地開発公社、公益財団法人白河観光物産協会、株式会社ひがし振興公社及び一般社団法人産業サポート白河の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

### 報告第 2 号 令和3年度白河市継続費繰越しの報告について

(仮称)物産交流センター整備事業及び白河第二中学校建設事業に係る継続費において、令和3年度内に支出が終わらなかったものがあるので、逡次繰り越して使用するため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 3 号 令和3年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度白河市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和4年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 4 号 令和3年度白河市事故繰越繰越しの報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度白河市一般会計予算の事故繰越に係る歳出予算の経費を令和4年度へ繰り越したので、同令第146条第2項の規定により、事故繰越繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 5 号 令和3年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

報告第 6 号 令和3年度白河市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

上2報告については、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度白河市水道事業会計予算及び令和3年度白河市下水道事業会計予算の経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるので、それぞれ令和4年度へ繰り越して使用するため、同条第3項の規定により、繰越計算書により議会に報告するものであります。